

第1章 総 則

1. 目 的

この基準は、消防法（昭和23年法律第186号）第7条及び第17条の規定に基づく建築同意及び消防用設備等の審査又は検査に必要な事項を定めるとともに、防火対象物の安全性向上に寄与することを目的とする。

2. 運用上の注意

この基準は、防火に関する法令の運用解釈及び取扱い等について規定するとともに、消防機関として有する火災等の災害に係る知見及び消防用設備等に係る技術的背景等から、防火対象物の用途特性に応じた安全対策を向上するために当消防本部が付加した行政指導も含まれている。

これらの基準については、防火対象物の安全性向上のために相応の効果があるものとして定めたものであるが、防火対象物の関係者（所有者、占有者若しくは、管理者）、設計者若しくは、施工者（以下「関係者等」という。）に義務を課するものではなく、あくまでも相手方の任意の協力によって実現されるものであることを前提とする。

つまり、職員が当該関係者等に対して、火災安全性向上の必要性や具体策について火災事故事例や技術的背景等を踏まえた説明を行い、関係者等に判断を委ね、その理解を得てはじめて具体化するものであることに留意する必要がある。

また、当該事項に係る行政指導については指導経過等を明確に記録する等、事務処理上の不均衡を生じないような配慮が必要である。

3. 用語例

- (1) 法とは、消防法（昭和23年法律第186号）をいう。
- (2) 政令とは、消防法施行令（昭和36年政令第37号）をいう。
- (3) 省令とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）をいう。
- (4) 危政令とは、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）をいう。
- (5) 危省令とは、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）をいう。
- (6) 条例とは、火災予防条例（昭和47年宜野湾市条例第19号）をいう。
- (7) 細則とは、火災予防条例施行規則（昭和48年宜野湾市規則第31号）をいう。
- (8) 建基法とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）をいう。
- (9) 建基政令とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）をいう。
- (10) 建基省令とは、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）をいう。
- (11) 電安法とは、電気用品安全法（昭和36年法律第234号）をいう。
- (12) 電安政令とは、電気用品安全法施行令（昭和37年政令第324号）をいう。
- (13) J I S規格とは、日本産業規格をいう。
- (14) 電気設備技術基準とは、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業

省令第52号)をいう。

- (15) 耐火構造とは、建基法第2条第7号に規定するものをいう。
- (16) 準耐火構造とは、建基法第2条第7号の2に規定するものをいう。
- (17) 防火構造とは、建基法第2条第8号に規定するものをいう。
- (18) 不燃材料とは、建基法第2条第9号に規定するものをいう。
- (19) 準不燃材料とは、建基政令第1条第5号に規定するものをいう。
- (20) 難燃材料とは、建基政令第1条第6号に規定するものをいう。
- (21) 防火設備とは、建基法第2条第9号の2ロ及び第64条に規定するものをいう。
- (22) 特定防火設備とは、建基政令第112条第1項に規定するものをいう。
- (23) 防火戸とは、建基政令第109条第1項に規定するものをいう。
- (24) 特定防火戸とは、特定防火設備のうちの防火戸をいう。
- (25) 防火排煙ダンパーとは、建基政令第112条第16項に規定する構造の特定防火設備ものをいう。
- (26) 指定確認検査機関とは、建基法第27条の21第1項に規定する法人をいう。